

宅地建物取引士資格登録簿登録事項に変更のある場合は、  
下記の通り必要な書類を添付して提出して下さい。

記

項番	変更事項	添付書類
11	氏名	戸籍抄本(氏名の変更が確認できるもの)
12	住所	住民票(住所の変更が確認でき、 <u>個人番号(マイナンバー)が未記載のもの。</u>  何回も住所が変わっていて、住民票では つながりが確認できない場合は <u>戸籍附票</u> が必要)  ※ただし、住基ネット利用の場合は住民票不要。  この場合、宅地建物取引士変更登録申請書の右上にボールペン等で 「住基ネット利用」と明記する。  (注)転居より5年が経過している、または  住居表示の変更の場合は住民票が必要。
13	本籍	戸籍抄本(本籍の変更が確認できるもの)
14	勤務先	添付書類は不要です。 ※尚、勤務先の変更は宅建業のみです。